

持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運営業務委託
共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運営業務委託を効率的かつ円滑に行うことを目的として結成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注する業務は、持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運営業務委託に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「委託業務」という。）とする。

- (1) コールセンター業務
- (2) 設備等導入調査・導入設備等の現地確認に係る業務
- (3) 交付申請書及び実績報告書の受付・確認等に係る業務
- (4) データの管理に係る業務
- (5) 広報業務
- (6) ホームページ開設・運営
- (7) 効果測定に係る業務

(履行方式)

第3条 委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。

(構成員)

第4条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

(共同企業体の結成方法等)

第5条 共同企業体の結成は、委託業務の履行に必要な許可を受けている者が任意に結成するものとする。ただし、当該委託業務に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- 2 共同企業体は、受注した委託業務について、他の者（当該共同企業体の構成員を含む。）を下請負人にしてはならない。

(入札参加の申込み)

第6条 共同企業体は、共同企業体参加意向申出書（以下「申出書」という。）に委任状（第1号様式）及び共同企業体協定書（第2号様式）を添付して、川崎市長が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 申出書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、入札書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができるものとする。
- 3 前項の申込みを行う場合は、申出書を川崎市長が指定する日までに提出しなければならない。

らない。

(資格の審査等)

第7条 川崎市長は、申出書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第8条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、委託業務を落札した共同企業体にあつては、当該委託業務の完了後3か月を経過した日までとし、落札者以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の請負契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第9条 川崎市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第10条 川崎市長は、単独で委託業務の履行に必要な全ての許可を受けている者がいると認められる場合には、その者と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月19日から施行する。